

令和6年6月28日開催

令和6年度
燕市農業委員会第3回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第3回総会 議事録

1. 開催日時 令和6年6月28日（金曜日）
午前9時30分～午前10時13分

2. 開催場所 燕市役所 つばめホール

3. 出席委員（25名）

1 番	山浦 博	11 番	澁木 誠治	21 番	片桐 正敏
2 番	本田 繁	12 番	山田 直子	22 番	荻原 一郎
3 番	三浦 哲郎	13 番	江口 保	23 番	山崎登美雄
4 番	土田 喜七	15 番	江辺 耕一	24 番	小川 芳秀
5 番	山上 忠	16 番	金山 吉夫	25 番	和田 正春
6 番	澤口 隆行	17 番	瀬戸 一義	26 番	笹川 勇雄
7 番	笠原 久幸	18 番	五十嵐博子		
8 番	藤田 浩介	19 番	明田栄以知		
9 番	遠藤 忠夫	20 番	阿部 恵作		
10 番	長谷川治仁				

4. 欠席委員

欠席 1名 14 番 渡邊 美代子
欠員 0名

5. 会議日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の選任

(3) 会長報告

報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）の報告
報告第8号 農地の転用事実に関する照会について

(4) 議事

議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて
議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第10号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第 11 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 12 号	農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第 13 号	農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第 14 号	農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について
議案第 15 号	燕市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
議案第 16 号	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 加藤 篤聡 次長 広瀬美佳子 主任 波多野見保

7. 総会議長

和田 正春 （会長）

8. 議事録署名委員

21 番 片桐 正敏 22 番 荻原 一郎

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	本日の総会の委員の欠席は、議席番号 14 番 渡邊美代子 委員であります。 各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。 なお、審議におきまして、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。 総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は 25 名であります。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立している事を報告致します。
議 長	只今より、燕市農業委員会第 3 回総会を開会致します。 それでは、日程 2 の議事録署名委員の選任についてであります。 議長の指名に一任願えますでしょうか。 (異議なしの声)
議 長	それでは、議長として次の 2 名を指名致します。 議席番号 21 番 片桐 正敏 委員及び 議席番号 22 番 荻原 一郎 委員にお願いします。
議 長	次に、日程 3 の会長報告についてであります。 会長報告第 7 号から第 8 号を事務局に一括して報告を求めます。
事務局	会長報告第 7 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（合意解約）」の報告であります。 初めに小作権の解約であります。 受付番号 7 番 大川津字島畑の畑、1 筆、133 m²、所有者の都合に伴う小作権の解約であります。
事務局	次に利用権の解約であります。 受付番号 8 番 長辰字辰ノ口の田、1 筆、3,000 m²、所有権移転に伴う利用権の解約であります。
事務局	次に農協転貸の解約であります。 受付番号 9 番 東太田字寺田の田、1 筆、1,021 m²、売買に伴う利用権の解約であります。

事務局	受付番号 10 番 砂子塚字諏訪ノ木、他の田、計 8 筆、11,872 m ² 、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。
事務局	受付番号 11 番 国上字長辰の田、1 筆、1,111 m ² 、道の駅国上駐車場事業用地の転用に伴う利用権の解約であります。
事務局	受付番号 12 番 国上字長辰の田、1 筆、344 m ² 、道の駅国上駐車場事業用地の転用に伴う利用権の解約であります。
事務局	受付番号 13 番 国上字長辰の田、1 筆、2,010 m ² 、道の駅国上駐車場事業用地の転用に伴う利用権の解約であります。
事務局	受付番号 14 番 国上字長辰の田、1 筆、658 m ² 、道の駅国上駐車場事業用地の転用に伴う利用権の解約であります。
事務局	次に、中間管理事業の解約であります。 受付番号 15 番 栗生津字山王の田、1 筆、1,166 m ² 、所有者の都合に伴う利用権の解約であります。
事務局	受付番号 16 番 吉田字中増の田、1 筆、1,139 m ² 、所有者の都合に伴う利用権の解約であります。
事務局	受付番号 17 番 国上字長辰の田、計 2 筆、1,228 m ² 、道の駅国上駐車場事業用地の転用に伴う利用権の解約であります。
事務局	受付番号 18 番 国上字長辰の田、1 筆、1,061 m ² 、道の駅国上駐車場事業用地の転用に伴う利用権の解約であります。
事務局	続きまして、会長報告第 8 号「農地の転用事実に関する照会について」であります。 受付番号 6 番 大川津字島畑の畑、計 3 筆、500 m ² 、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無は無し。許可を得ることが必要であるが許可を得ていない。現状回復命令の有無は無し。用途地域であります。 説明は以上です。
議 長	事務局の報告が終わりましたので、質問等を受けたいと思います。 質問等ありましたらお願い致します。

	(質問なし)
議 長	ご質問が無いようですので、日程 4 の議事に入ります。
議 長	それでは、議案第 8 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 8 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」であります。 受付番号 1 番 秋葉町四丁目、他の田、雑種地、計 23 筆、面積 14,924 m²についてであります。位置図は、議案資料 1 頁をご覧ください。相続人の要件及び対象農地の要件については納税猶予の適用が受けられることが備わっていることを確認しております。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件については、去る 6 月 20 日、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	6 月 20 日、午前 9 時 30 分より、市役所 301 会議室で、第 2 事前審査委員会、出席委員 11 名による審査の結果「相続税の納税猶予に関する適格者証明願い」1 件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「証明」をする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「証明」をする事に決しました。
議 長	それでは、議案第 9 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。

事務局	議案第 9 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」であります。 受付番号 7 番 源八新田字二番割の田、他計 2 筆、6,000 m²、契約内容は遺贈。位置図は議案資料の 2 頁をご覧ください。 以上、この案件は、地域調和等、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	審査の結果「農地法第 3 条の規定による許可申請」1 件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。
議 長	次に、議案第 10 号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 10 号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。 受付番号 1 番 道金字沢田の田、1 筆、383 m²、当初計画では住宅を建築する計画でしたが、都合により計画を断念し、承継者が駐車場 10 台を整備するものです。位置図、土地利用計画図は、議案資料 3 頁をご覧ください。
事務局	受付番号 2 番 佐渡字寄合割の田畑、計 14 筆、4,559.03 m²、当初

	計画では宅地分譲を整備する計画でしたが、承継者が建設用機械、車両のリース・レンタル業の事務所及び機材置場を整備するものです。位置図、土地利用計画図は、議案資料 4 頁をご覧ください。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	審査の結果、「農地転用事業計画変更承認申請」2 件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事に決しました。
議 長	それでは議案第 11 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 11 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」であります。 受付番号 15 番 道金字沢田の田、1 筆、383 m²、転用目的は駐車場 10 台。契約内容は売買、令和 6 年 9 月 15 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 3 頁をご覧ください。先ほど、計画変更の受付番号 1 番で説明した案件であります。 自動車部品の金型の設計、管理業を営んでおり、社員用駐車場を現在賃貸しておりますが、当該地を購入し駐車場を整備するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響も

事務局	ないことから、第3種農地であると判断されるところであります。 受付番号16番 佐渡字浦田の畑、1筆、181㎡、転用目的は住宅。契約内容は売買、令和6年12月20日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料5頁をご覧ください。 現在アパートに住んでおりますが、家族が増え手狭となったため、当該地を購入し住宅を建設するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。
事務局	受付番号17番 長所字浦田川西の田畑、計2筆、371㎡、転用目的は住宅。契約内容は贈与、令和6年11月30日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料6頁をご覧ください。 現在両親と同居しておりますが、当該地を譲り受け住宅を建設するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。
事務局	受付番号18番 吉田神田町の畑、1筆、239㎡、転用目的は住宅。契約内容は売買。位置図・土地利用計画図は、議案資料の7頁をご覧ください。 現在アパートに住んでおりますが、家族が増え手狭となったため、当該地を購入し住宅を建設するものです。申請地は、第二種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第3種農地であると判断されるところであります。
事務局	受付番号19番 熊森字屋敷添の田、計3筆、277.36㎡、転用目的はリフォーム住宅敷地の拡張。契約内容は売買、令和6年10月10日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料8頁をご覧ください。 不動産の売買仲介業を営んでおり、当該地を購入し既設住宅をリフォームした後に再販を計画しているも

事務局	のです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。 受付番号 20 番 水道町三丁目の田、1 筆、264 m²、転用目的は住宅。契約内容は使用貸借、令和 6 年 12 月 28 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 9 頁をご覧ください。 親族が所有する当該地を借り受け、住宅を建設するものです。申請地は、第二種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第3種農地であると判断されるところであります。
事務局	受付番号 21 番 佐渡字寄合割の田畑、計 14 筆、4,559.03 m²、転用目的は建設用機械、車両のリース・レンタル業の事務所及び機材置場。契約内容は賃貸借、令和 6 年 9 月 30 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 4 頁をご覧ください。 建設用機械、車両のリース・レンタル業を営んでおり、当該地を借受け、事務所及び機材置場として整備するものです。申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第3種農地であると判断されるところであります。 なお、始末書が添付されておりますので、事前審査委員会で読み上げさせていただいたところあります。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	審査会では、事務局が始末書を読み上げ、これを確認しました。審査の結果「農地法第5条の規定による許可申請」7件、異議がなかった事を報告致します。

議 長	只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。なお、只今異議なしとした農地法第5条の許可について、転用面積が3,000㎡を超える案件については、許可相当として県常設審議委員会への諮問のあと、許可と致します。
議 長	次に議案第12号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第12号「農用地利用集積計画（案）の決定について」であります。利用権設定であります。 受付番号2番 八王寺字曲戸の田、計2筆、2,042㎡、設定期間は令和7年7月4日までの1年になります。以下、対価はお読み取り下さい。
事務局	受付番号3番 大曲字曾根の田、計2筆、425㎡、設定期間は令和7年7月4日までの1年になります。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	審査の結果、農業経営基盤強化促進法による利用権の再設定2件、異議がなかった事を報告します。
議 長	只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)

議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「決定」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「決定」とする事に決しました。
議 長	次に、議案第 13 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。
事務局	議案第 13 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について」であります。
事務局	はじめに公社借入の 10 年の農用地利用集積計画であります。利用権の設定を受ける者は全て新潟県農林公社です。議案につきましては、事前配布してございますので、一番目のみ読み上げさせていただきます。 受付番号 114 番 又新字焼野の田、計 2 筆、969 m²、設定期間は令和 16 年 3 月 31 日までの 10 年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。
事務局	10 年の公社借入は、3 件、10 筆、12,969 m²となります。
事務局	5 年の集積計画であります。 受付番号 117 番 又新字江端、他の田、計 3 筆、14,586 m²、設定期間は令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年になります。
事務局	続きまして、公社貸付の 10 年の農用地利用集積計画であります。 受付番号 76 番 又新字焼野の田、計 2 筆、969 m²、設定期間は令和 16 年 3 月 31 日までの 10 年であります。
事務局	10 年の公社貸付は、3 件、10 筆、12,969 m²となります。
事務局	5 年の集積計画であります。 受付番号 79 番 又新字江端、他の田、計 3 筆、14,586 m²、設定期間は令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年であります。
事務局	また、今回の申請で農地所有適格法人が、新たに利用権の設定を受

	けることとなります。資料を添付しましたので、議案 23 頁の「議案第 13 号関係資料」をご覧ください。 今回の利用権の申請がありました、「株式会社マミヤふぁーむ」は、(1) から (4) までの農地所有適格法人の全ての要件を満たしております。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	審査の結果、農地中間管理事業の集積計画公社借入 4 件、公社貸付 4 件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、農用地利用集積計画を「決定」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画を「決定」とする事に決しました。
議 長	次に、議案第 14 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 14 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」であります。 農用地利用集積等促進計画の移転であります。 受付番号 1 番 次新字申辰、他の田、計 7 筆、10,515 m²、残期間は令和 9 年 12 月 31 日までの 4 年であります。
事務局	受付番号 2 番 佐善村新田字切替沖の田、1 筆、530 m²、残期間は令和 13 年 12 月 31 日までの 8 年であります。

	説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	審査の結果、農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画の移転2件、意見は特になかった事を報告致します。
議 長	只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、農用地利用集積計画の移転について、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画の移転について、意見は「特になし」とする事に決しました。
議 長	次に、議案第15号「燕市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第15号「燕市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」であります。 農振計画の変更にあたり、意見の照会を求めるものであります。 こちらにつきまして、担当課である農政課に交代して、説明をいたします。 (農政課：説明)
事務局	説明は以上です。
議 長	担当課より説明が終わりました。本件についても、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	審査の結果、農地の用途変更1件、意見は特になかった事を報告し

	ます。
議 長	只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、特に意見がなかったことから、「計画の変更についてはやむを得ない」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「計画の変更についてはやむを得ない」とする事に決しました。
議 長	次に、議案第 16 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 16 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について」であります。 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更にあたり、意見の照会を求めるものであります。 こちらにつきましても、担当課である農政課に交代して、説明をいたします。 (農政課：説明)
事務局	説明は以上です。
議 長	担当課より説明が終わりました。本件についても、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	審査の結果、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、意見は特になかった事を報告します。
議 長	只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告

	のとおり、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてはやむを得ない」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてはやむを得ない」とする事に決しました。
議 長	以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しました。なお、議案第 12 号、第 13 号の案件につきましては、<u>7 月 5 日</u>の告示により効力が発生する事になります。 これにて、燕市農業委員会第 3 回総会を閉会致します。 (終了時刻 午前 10 時 13 分)

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年6月28日

総 会 議 長 和田正春

議事録署名委員 片桐 正敏

議事録署名委員 萩原一郎
